

鳥取市こどもエコクラブ活動支援補助事業に係る注意点等

☆補助金交付申請に係る注意点

1. 交付金額について

本補助金はエコクラブのメンバー及びサポーターの年間活動補助として交付しています。そのため、交付申請後にメンバー及びサポーターが新たに参加した場合でも補助金は増額されませんので、予めご了承ください。(メンバー及びサポーターが増えること自体は問題ありません。)

2. 支払いについて

本補助金の支払いは完了払い(事業終了後、実績報告に基づく確定額を支払う方法)です。

3. こどもエコクラブ全国事務局への登録について

本補助金申請には、こどもエコクラブ全国事務局へ事前登録が必要になります。申請時には、継続届または新規登録届を添付してください。

4. 活動計画書に記載の活動詳細提出について

別紙の「こどもエコクラブ活動計画書の詳細について」を活動計画書に予定している活動ごとに1枚作成してください(実績報告時に提出する活動成果報告書と対応するものです)。ひとまず3枚同封しておりますが、不足する場合はコピーしてご利用ください。

5. 申請書等各種様式について

申請書等の各種様式は、従前のものから変更されている箇所があります。過去の提出書類をPC等で編集予定の場合は、必ず最新の様式データをご用命ください。

6. 講師などの委託先について

委託をする場合は県内事業者への発注に努めてください。(通信販売を利用する場合も同様に、発注先をご確認ください。)

7. 補助経費の対象範囲について

補助対象となる活動に要する原材料の購入時などには、ポイントカード等を利用しないようにしてください。(レシート等にポイント表示がある場合には、補助の対象とならない可能性があります。)

学校行事として行った活動の経費は補助対象外です。